

令和6年度羽島市一般廃棄物処理実施計画及び市民の協力義務

【羽島市一般廃棄物処理実施計画】

第1 基本事項

1. 計画の目的

本計画は、令和6年度に羽島市内から発生する一般廃棄物に関し、減量・資源化を推進するとともに、その適正な処理を行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第1項に基づき、処理実施計画を定めるもの。

2. 処理区域

羽島市全域

3. 処理人口

66,677人（令和6年3月1日現在）

4. 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

第2 ごみ処理

1. 発生量（収集量）の見込み

種類	家庭系ごみ	事業系ごみ	合計
可燃ごみ	10,090 t	5,000 t	15,090 t
紙類	420 t	-	420 t
ビン	300 t	-	300 t
カン	120 t	-	120 t
有害物	20 t	-	20 t
ペットボトル	120 t	-	120 t
容器包装プラスチック	510 t	-	510 t
その他プラスチック	110 t	-	110 t
緑ごみ	410 t	-	410 t
小型電子機器	100 台	-	100 台
不燃ごみ	240 t	-	240 t
粗大ごみ	700 t	-	700 t

2. 処理の基本方針

- (1) 市は、家庭系一般廃棄物を排出者が自ら処分できるもののほかは、法及び羽島市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年羽島市条例第8号。以下「条例」という。）の定めるところにより適正に処理する。
- (2) 市民は、家庭系一般廃棄物を可燃ごみ、紙類、ビン、カン、容器包装プラスチック、その他プラスチック、ペットボトル、有害物、不燃ごみ、粗大ごみ、緑ごみ及び小型電子機器に分別して排出し、資源として再利用できるものはリサイクルに努める。
- (3) 事業者は、事業系一般廃棄物を自ら処分することを原則とするが、これにより難しいときは、法及び条例の定めるところにより、積替施設に直接搬入し、又は羽島市一般廃棄物収集運搬許可業者に有料で委託するなど、排出者自ら適正に処理する。
- (4) 白色トレイについては、事業者の協力を求め店頭回収を行い、資源として再利用できるものはリサイクルに努める。
- (5) 乾電池については、羽島市役所、羽島市立学校及びコミュニティセンターに設置されている乾電池回収ボックスにおいて回収を行い、資源として再利用できるものはリサイクルに努める。
- (6) 処理困難物については、購入した店に引き取ってもらうなど、排出者自ら適正に処理する。
- (7) 大掃除や引越しなどで一時的に多量に出るごみ（一時多量ごみ）は、羽島市一般廃棄物収集運搬許可業者に有料で委託するなど、排出者自ら適正に処理する。
- (8) 小型電子機器については、次に定める品目を羽島市役所及び羽島市資源物ストックヤードに設置されている回収ボックスで回収を行い、リサイクルに努める。回収品目は、携帯電話、デジタルカメラ、携帯型ゲーム機、タブレット、補助記憶装置で、回収ボックスに投入できる大きさとする。
- (9) 緑ごみについては、積替施設、羽島市最終処分場、羽島市資源物ストックヤードで回収し、リサイクルに努める。

3. 一般廃棄物の排出抑制に関する方針

- (1) 市は、ごみの減量と資源化、負担の公平性の確保を図るため、市民に対して

経済的手法を活用した施策を実施する。

- (2) 市は、一般廃棄物の排出を抑制するため、小型電子機器の回収を行い、一般廃棄物の排出抑制及び資源の有効利用を図る。
- (3) 市は、生ごみの減量化を図るため、食べきり、使いきり、水きりの3きりの啓発を行う。
- (4) 市は、事業系一般廃棄物の排出を抑制するため、事業所に対してごみ減量化の啓発を行う。
- (5) 市は、排出事業者責任の明確化、負担の公平性の確保、一般廃棄物の排出抑制を図るため、事業者に対して経済的手法を活用した施策を実施する。

4. 一般廃棄物の排出抑制・再資源化計画

(1) 排出抑制の方法

可燃ごみ、不燃ごみ、ビン、カン及びペットボトルは羽島市指定ごみ袋を使用する。

(2) 再資源化の方法

紙類…紙の種類別（新聞紙・チラシ・雑がみ・牛乳パック・ダンボール）に分け、資源再生業者に搬出する。

ビン…色別に分け、資源再生業者に搬出する。

カン…アルミニウム缶とスチール缶に分け、資源再生業者に搬出する。

有害物…乾電池と蛍光灯・電球に分け、資源再生業者に搬出する。

ペットボトル…圧縮梱包し、指定法人に搬出する。

容器包装プラスチック…圧縮梱包し、指定法人に搬出する。

その他プラスチック…45リットル相当の袋に入る物を収集し、資源物と資源物以外に分別し、資源再生業者に搬出する。

不燃ごみ…指定ごみ袋（不燃ごみ）に入る物を資源物と資源物以外に分別し、資源再生業者に搬出する。

粗大ごみ…指定ごみ袋（不燃ごみ）に入らない物を資源物と資源物以外に分別し、資源再生業者に搬出する。

緑ごみ…長さ1メートル以内、かつ、直径20センチメートル以内の物を収集し、資源再生業者に搬出する。

小型電子機器…回収ボックスに投函されたものを、認定事業者へ搬出する。

5. 収集・運搬計画

(1) 市が行うごみの収集・運搬

① 市が行うごみの収集・運搬等は、次のとおりとする。

種類	収集方法	収集回数	形態	搬入先
可燃ごみ	集積所回収	週2回	委託	積替施設 焼却施設
紙類	集積所回収	月2回	委託	資源化施設
	拠点回収	随時	直営	
ビン	集積所回収	月1回	委託	資源化施設
	拠点回収	随時	直営	
カン	集積所回収	月1回	委託	資源化施設
	拠点回収	随時	直営	
有害物	集積所回収	月1回	委託	資源化施設
	拠点回収	随時	直営	
ペットボトル	集積所回収	月2回	委託	資源化施設
	拠点回収	随時	直営	
容器包装プラスチック	集積所回収	月2回	委託	資源化施設
	拠点回収	随時	直営	
その他プラスチック	集積所回収	月2回	委託	選別・資源化施設・焼却施設
	拠点回収	随時	直営	
不燃ごみ	集積所回収	月1回	委託	選別・埋立施設・資源化施設
	拠点回収	随時	直営	
粗大ごみ	戸別収集	日4件まで	委託	選別・埋立施設・焼却施設
	拠点回収	随時		
緑ごみ	拠点回収	月3~4回	委託	資源化施設
小型電子機器	拠点回収	随時	直営	資源化施設

② 拠点回収施設

施設名	羽島市資源物ストックヤード
所在地	羽島市堀津町須賀南2丁目29番地

敷地面積	8,335.16㎡
延床面積	1,200.00㎡ (ストックヤード棟) 456.00㎡ (管理棟)
建設年月	平成21年1月
取扱品目	無色びん、茶色びん、その他びん、生きびん、スチール缶、アルミ缶、ペットボトル、容器包装プラスチック、その他プラスチック、白色トレイ、新聞紙、雑誌類、チラシ、ダンボール、牛乳パック(紙製)、蛍光灯・電球、乾電池、廃食用油、古着、不燃ごみ

(2) 市が行う以外のごみの収集・運搬

一般廃棄物収集運搬許可業者(法第7条に規定する業者)

業者名・ 代表者氏名	所在地	取り扱う一般廃棄物の種類	区域	保有車両
株式会社美濃ラボ 代表取締役 岩田 美子	海津市平田町今尾1195番地の1	実験動物の屍体及び糞・マット	羽島市全域	冷蔵冷凍車4台
株式会社山田組 代表取締役 平松 芳郎	羽島市竹鼻町駒塚320番地	事業系ごみ 生活系一時多量ごみ 特定家庭用機器廃棄物	羽島市全域	軽トラック2台 パッカー車18台 ダンプ車1台 アームロール車5台 平ボディ車2台
トバナ産業株式会社 代表取締役 川島 典子	大垣市外花6丁目46番地	事業系ごみ 生活系一時多量ごみ 特定家庭用機器廃棄物	羽島市全域	パッカー車1台 ダンプ車2台
中央清掃株式会社 代表取締役 田中 剛	瑞穂市別府1259番地の1	事業系ごみ 生活系一時多量ごみ 特定家庭用機器廃棄物	羽島市全域	パッカー車1台 ダンプ車1台 軽トラック1台
有限会社アサノク リーン 代表取締役 浅野 慎允	羽島市下中町市之枝2丁目84番地	事業系ごみ 生活系一時多量ごみ 特定家庭用機器廃棄物	羽島市全域	パッカー車1台 ダンプ車1台
株式会社高島衛生 代表取締役 高島 大助	岐阜市柳津町丸野四丁目80番地	事業系ごみ 生活系一時多量ごみ 特定家庭用機器廃棄物	羽島市全域	パッカー車3台 アームロール車2台 トラック4台
満大産業株式会社	各務原市前渡西	事業系ごみ	羽島	パッカー車2台

供用開始	昭和59年1月
埋立面積	16,491 m ²
埋立容量	61,565,896 m ³
埋立形式	準好気性管理型埋立地
埋立方法	サンドイッチ工法
しゃ水設備	しゃ水シート、保護マット（5層）
調整槽容量	15,000 m ³
浸出水 処理方式	凝集沈殿処理法(Ca除去)＋生物学的脱窒素処理法＋ 凝集沈殿処理法＋活性炭吸着処理法砂ろ過処理法＋ RO膜

イ 搬入される廃棄物の内訳量及び年間埋立量

施設の種類	処理対象物	量の見込み(t/年)
三重中央開発株式会社 管理型最終処分場	焼却残渣	604

(5) 住民に対する広報・啓発活動

ア 転入者に「ごみの出し方ハンドブック」を配布する。

イ 出前講座によるごみの分別指導及び生ごみの水切りの啓発を行う。

ウ 広報はしまや市ホームページにごみの正しい分け方や分別の疑問点を掲載する。

エ 羽島市資源物ストックヤードの利用促進を図る。

(6) 一般廃棄物処理の事前協議の相手方

① 処理主体が市の場合

相手方	一般廃棄物の種類	処理する場所
岐阜県 各務原市	緑ごみ	岐阜県各務原市前渡東町9丁目 98番地 濃尾第一生コン株式会社
三重県 伊賀市	可燃物、焼却残渣、不燃物	三重県伊賀市予野字鉢屋471 3番地 三重中央開発株式会社

② 処理主体が排出者の場合

相手方	一般廃棄物の種類	処理する場所
岐阜県	実験動物の屍体及び糞・マ	岐阜県海津市平田町今尾119

海津市	ット	5番地の1 株式会社美濃ラボ
愛知県 愛西市	緑ごみ	愛知県愛西市鶉多須町寺浦108番地 有限会社 八開チップ
岐阜県 海津市	緑ごみ	岐阜県海津市南濃町羽沢958番地2 有限会社のうび緑化
岐阜県 山県市	緑ごみ	岐阜県山県市大森恋洞235番地3 自然応用科学株式会社
岐阜県 大野町	緑ごみ	岐阜県揖斐郡大野町五之里148番地1 株式会社マルダイ

第3 し尿等処理計画

1. し尿・浄化槽汚泥排出量の見込み

区分	令和6年度見込み量	令和5年度計画量
し尿	1, 564 k l / 年	1, 655 k l / 年
浄化槽汚泥	29, 959 k l / 年	30, 537 k l / 年

2. し尿・浄化槽汚泥の処理主体

種類	処理区分	処理主体	
		収集・運搬	処理
し尿	し尿処理	許可業者 有限会社アサノクリーン 中央清掃株式会社 トバナ産業株式会社	羽島市
浄化槽 汚泥		許可業者 有限会社アサノクリーン 中央清掃株式会社 トバナ産業株式会社	羽島市

一般廃棄物収集運搬許可業者（法第7条に規定する業者）

業者名・代表者氏名	所在地	取り扱う一般廃棄物の種類

トバナ産業株式会社 代表取締役 川島 典子	大垣市外花6丁目46番地	し尿及び浄化槽汚泥
中央清掃株式会社 代表取締役 田中 剛	瑞穂市別府1259番地の1	し尿及び浄化槽汚泥
有限会社アサノクリーン 代表取締役 浅野 慎允	羽島市下中町市之枝2丁目84番地	し尿及び浄化槽汚泥

3. 処理計画

(1) 生活排水の処理計画

処理の方法	処理区域	令和5年度 処理人口見込み
合併処理浄化槽	羽島市全域(下水道区域を除く。)	23,896人
単独処理浄化槽	羽島市全域(下水道区域を除く。)	13,077人
公共下水道	下水道供用開始区域	26,527人
し尿処理施設	羽島市全域	3,038人

(2) し尿・汚泥の処理計画

① 中間処理施設の概要

施設名 羽島市環境プラント
 処理主体 羽島市
 所在地 羽島市桑原町西小薮3丁目122番地
 方式・能力 標準脱窒素処理方式 70k1/日

② 収集・運搬計画

ア 収集区域の範囲

羽島市全域(別紙1)

イ 収集・運搬する廃棄物の量の見込み、回数、方法など

種類	収集運搬量	収集区域	収集回数	収集方法
し尿	1,564k1	羽島市	随時	バキューム式 収集運搬車に よる収集
浄化槽 汚泥	29,959k1		随時	バキューム式 収集運搬車に

				よる収集
--	--	--	--	------

③ 中間処理計画

ア 処理施設の概要

管理主体	羽島市
施設名称	羽島市環境プラント
所在地	羽島市桑原町西小藪3丁目122番地
施設整備年度	平成10年度～平成12年度
供用開始	平成13年4月(2001年度)
事業費	3,231,900千円
処理規模	70k1/日
処理方式	受入・貯留 スクリーン(細目)+スクリュープレス
	主処理 標準脱窒素処理方式
	高度処理 オゾン処理+砂ろ過+活性炭吸着
	放流水処理 次亜塩素酸処理(塩素滅菌)
	汚泥処理 遠心脱水機
	臭気処理 薬液洗浄+活性炭吸着、生物脱臭
放流先	長良川

イ 搬入業者別の保有車両台数内訳表及び廃棄物搬入予定量

搬入者	保有車両台数	し尿の搬入予定量(k1/年)	浄化槽汚泥の搬入予定量(k1/年)
有限会社アサノクリーン	3t×2台	1,564	29,959
	10t×1台		
中央清掃株式会社	4t×1台		
	10t×1台		
	3t×4台		
トバナ産業株式会社	10t×2台		
	3t×4台		

④ 最終処分計画

中間処理後の最終処分については、三重中央開発株式会社(三重県伊賀市)において処分する。

4. 市民に対する広報・啓発活動

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性について市民への周知を図るため、定期的な広報・啓発活動を実施する。

浄化槽については、保守点検・清掃及び法定検査について、広報紙等を通じ、さらなる周知・徹底に努める。

(別紙1)

し尿収集区域

業者名	収集区域	
有限会社 アサノクリーン	江吉良町の一部、堀津町の一部、 上中町の一部、下中町、桑原町	名神高速道路より南側の地 域
中央清掃 株式会社	足近町の一部、江吉良町の一部、 正木町、竹鼻町の一部、上中町 の一部	名神高速道路より北側かつ 名鉄竹鼻線の新町の本覚寺 踏切より本町商店街南下、 これより東側の地域
トバナ産業 株式会社	足近町の一部、小熊町、新生町、 竹鼻町の一部、福寿町、江吉良 町の一部、舟橋町、堀津町の一 部	名神高速道路より北側かつ 名鉄竹鼻線の新町踏切より 本町商店街南下、これより 西側の地域

浄化槽汚泥収集区域

業者名	収集区域	
有限会社 アサノクリーン	江吉良町の一部、堀津町の一部、 上中町の一部、下中町、桑原町	名神高速道路より南側の地 域
中央清掃 株式会社	足近町の一部、江吉良町の一部、 正木町、竹鼻町の一部、上中町 の一部	名神高速道路より北側かつ 名鉄竹鼻線の新町の本覚寺 踏切より本町商店街南下、 これより東側の地域
トバナ産業 株式会社	足近町の一部、小熊町、新生町、 竹鼻町の一部、福寿町、江吉良 町の一部、舟橋町、堀津町の一 部	名神高速道路より北側かつ 名鉄竹鼻線の新町踏切より 本町商店街南下、これより 西側の地域

【市民の協力義務】

1 市民の協力義務

- (1) 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は自ら処分するよう努める。
- (2) 家庭系一般廃棄物の処理については、羽島市一般廃棄物処理実施計画(以下「計画」という。)第2ごみ処理 2. 処理の基本方針(2)の種別により分別し、可燃ごみ・不燃ごみ・ビン・カン・ペットボトルは、羽島市指定ごみ袋に入れて排出するものとする。
- (3) 事業系一般廃棄物の処理については、計画第2ごみ処理 2. 処理の基本方針(3)に基づき処理を行うとともに、排出抑制に努めるものとする。
- (4) 一般廃棄物の処理については、計画第2ごみ処理 3. 一般廃棄物の排出抑制に関する方針(1)から(5)までの方針に基づき処理を行うとともに、排出抑制に努めるものとする。
- (5) 家庭系一般廃棄物の排出日については、別紙「ごみ収集日程表」により指定された日を遵守するものとする。
- (6) 家庭系一般廃棄物の排出時間については、収集日の午前8時までに決められた場所へ出すものとする。